

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

□子ども・子育て支援法改正の概要

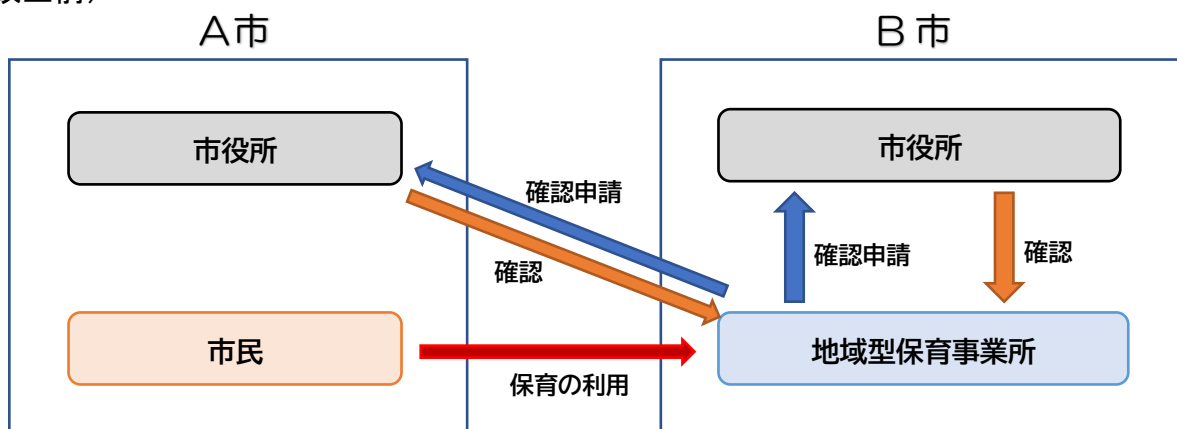
地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し。

⇒地域型保育事業所および市町村の事務負担の軽減

※地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

(改正前)



(改正後)

